

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 1 4 号

(名 称) 株式会社アイレックス

同代表者代表取締役 畑 徹

上記被審人に対する平成 26 年度 (判) 第 13 号金融商品取引法 (以下「法」という。) 違反審判事件について、法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 5 0 0 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 26 年 9 月 19 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 26 年 7 月 18 日

金融庁長官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所ジャスダック市場（平成25年7月15日以前は大阪証券取引所ジャスダック市場）に上場されている会社である。

被審人は、システム開発に係る派遣業務について、実際には作業に従事していない人員の勤務表を改ざんして実態を上回る作業時間を計上することにより、これに対応する架空の売上を計上するなどした。また、システムの開発及び制作を受注して行う取引について、顧客の検収後に発生した労務費等を費用として処理すべきであったにもかかわらず、これを仕掛品として計上するなどした。

これらの結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成24年 6月25日	第70期事業年度 連結会計期間に 係る有価証券報 告書	平成23年4月1日 ～平成24年3月31 日の連結会計期 間	連結 損益計算書	連結経常損益が 211百万円である ところを335百万 円と記載 連結当期純損益 が124百万円であ るところを248百 万円と記載	・ 架空売上の計 上等
2	平成24年 8月14日	第71期事業年度 第1四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書	平成24年4月1日 ～平成24年6月30 日の第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 596百万円である ところを806百万 円と記載	・ 仕掛品の過大 計上等
3	平成24年 11月14日	第71期事業年度 第2四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書	平成24年4月1日 ～平成24年9月30 日の第2四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常 損益が▲14百万 円であるところ を190百万円と記 載 連結四半期純損 益が▲68百万円 であるところを 135百万円と記載	・ 架空売上の計 上 ・ 仕掛品の過大 計上等
			平成24年7月1日 ～平成24年9月30 日の第2四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 545百万円である ところを899百万 円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
4	平成25年 2月14日	第71期事業年度 第3四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書	平成24年4月1日 ～平成24年12月 31日の第3四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常 損益が▲16百万 円であるところ を129百万円と記 載 連結四半期純損 益が▲75百万円 であるところを 69百万円と記載	・架空売上の計 上 ・仕掛品の過大 計上 等
			平成24年10月1日 ～平成24年12月 31日の第3四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 551百万円である ところを846百万 円と記載	
5	平成25年 6月10日	第71期事業年度 第2四半期連結会 計期間に係る四 半期報告書の訂 正報告書	平成24年4月1日 ～平成24年9月30 日の第2四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期経常 損益が▲14百万 円であるところ を68百万円と記 載 連結四半期純損 益が▲68百万円 であるところを 13百万円と記載	・架空売上の計 上 ・仕掛品の過大 計上 等
			平成24年7月1日 ～平成24年9月30 日の第2四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 545百万円である ところを715百万 円と記載	

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号2、同3及び同4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号5

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第4項、第7条第1項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項本文の規定により、被審人の第70期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (206,903円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段の規定により、被審人の第71期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第71期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第71期第2四半期報告書」という。)及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第71期第3四半期報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第71期第1四半期報告書	203,455円
第71期第2四半期報告書	192,050円
第71期第3四半期報告書	191,479円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第71期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第71期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第71期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

となるが、第7 1期第1 四半期報告書、第7 1期第2 四半期報告書及び第7 1期第3 四半期報告書が、いずれも第7 1期事業年度に係るものであることから、法第1 8 5条の7第6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第6 1条の3の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第7 1期第1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第7 1期第2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

第7 1期第3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000) \\ = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号5

法第1 7 2条の4第2 項前段の規定により、被審人の第7 1期第2 四半期報告書に係る平成2 5年6 月1 0日提出の訂正報告書に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に1 0万分の6 を乗じて得た額 (192,050 円)

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円の2 分の1 に相当する額である3,000,000 円となる。